

2. 地区整備計画(春木地区)

建築物等に関する事項	細区分の名称	流通サービス地区
	面積	約5.6ha
	建築物等の用途の制限	準工業地域内に建築することができるもののうち、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎及び下宿 (4)畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (5)建築基準法別表第2(へ)項第6号に掲げるもの (6)建築基準法別表第2(り)項第2号に掲げるもの (7)建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に規定する工場(流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程における簡易な加工の事業に供するものを除く。) (8)建築基準法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの (9)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び同条第6項から同条第10項に掲げるもの
	建ぺい率	60/100 (用途地域に関する都市計画)
	容積率	200/100 (用途地域に関する都市計画)
	建築物の敷地面積の最低限度	—————
	壁面の位置に関する制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は地区境界線までの距離は、次のとおりとする。 ただし、計画図に表示しない境界部分においては、壁面位置の制限を適用しない。 1. 計画図に表示する道路境界線については3m以上とする。 2. 計画図に表示する地区境界部分については6m以上とする。
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの限度は30mとする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 計画図に表示される道路に面する部分(道路の境界線から10m)又は地区境界部分(地区境界線から10m)においては、建築物の高さは12mを超えてはならない。 ただし、計画図に表示する部分(境界線から10m)においては、建築物の高さは15mを超えてはならない。
	緑化率の最低限度	敷地面積の20%
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物等の外観は周辺の環境との調和に配慮するとともに建物等の配置や植栽等修景にも配慮するとともに、屋根の色、壁面の色は周辺と調和する落ち着いた色彩とする。 2. 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は自己の用に供するもの(大阪府自家用広告物許可基準で定義されたもの)に限定するとともに次のいずれかに該当するものを設置してはならない。 (1)屋上に設置するもの (2)周辺的美観・風致を損なうもの
かき又はさくの構造の制限	計画図に表示する道路に面する敷地の部分(門柱、門扉、車庫の部分を除く)に、かき又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。 ただし、道路境界線から幅2m以上の植栽帯を設ける場合はこの限りではない。 1. 生け垣 2. 透視可能なフェンス等を設置する場合で上記と同等の機能を有するよう植栽により補完されたもの。	

地区計画の区域及び地区施設の配置、区域の細区分、壁面の位置の制限、その他の制限区域は計画図のとおり